

★市からののお知らせ

募集

東村山市農業委員会委員の募集

農業に関する識見を有し、農地法に定める法令業務のほか、農地などの利用の最適化など農業委員会の所掌事務を適切に行えるかた、1名

募集要項 産業振興課で配布、又は市ホームページの「広報ナビ」からダウンロード

多磨全生園「人権の森」散策ガイド参加者の募集

多磨全生園「人権の森構想」普及啓発の一環として、散策ガイドを行います。

園内をガイドスタッフと散策し、歴史的建造物や史跡、見頃を迎える桜などの豊かな自然に触れながら、多磨全生園について学びませんか。

集合場所 国立ハンセン病資料館「映像ホール」(青葉町4-1-13)

人先着50名

内 国立ハンセン病資料館の見学、多磨全生園内の散策

申 3月1日(水)〜24日(金)に電子申請又は電話で企画政策課へ

主催 多磨全生園入所者自治会、東村山市

協力 NPO法人東村山活き生

必要事項 「講座名(検診名など)・住所・氏名(ふりがな)・電話番号」

企画政策課

市民農園(空き区画)の利用者募集

農作業の体験を通して都市農業への理解を深める、市民農園の利用者を募集します。

利用期間 4月1日〜平成31年3月31日

※最長4年間(更新1回)利用できます。

場区画数 ○富士見町市民農園(富士見町4-10-12) 6区画

○恩多町第1市民農園(恩多町4-2-2) 28区画

○恩多町第2市民農園(恩多町5-8-13) 12区画

※駐車場はありません。

※1世帯1区画(30㎡)のみです。

費用 年額1万8千円(一括納入)

申 3月1日(水)〜7日(火)に住所・氏名を明記したはがき(結果通知用)と住所が確認できるものを持参し、直接産業振興課(北庁舎1階)へ

※土・日曜日は午前中のみ受け付けます。

※代理人が応募する場合は委任状を持参してください。

※応募者多数の場合は3月14日(火)午前10時から北庁舎2階で公開抽選

臨時福祉給付金(経済対策)

東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部コールセンター

平日午前8時30分〜午後5時

厚生労働省専用ダイヤル(0570-037-192)

平日午前9時〜午後6時

母子家庭・父子家庭の親の自立を促進する「自立支援給付金事業」

自立支援教育訓練給付金事業

就職に向けて能力開発講座等に取り組み、受講のために本人が支払った費用の一定割合を支給し、自立の促進を図ります。

高等職業訓練促進給付金事業

1年以上の修業(通信制含む)が必要な国家資格等の取得を目的とした修業期間の経済的支援を行い、自立の促進を図ります。

※各事業の申請は事前に生活福祉課への相談が必要です。

転入・転出・転居に関する臨時・延長窓口の開設

3月下旬から4月上旬にかけて、転入・転出・転居が集中します。

市では、市民の皆さんの利便性向上のため、臨時・延長窓口を開設し、下表の業務を行いますので、ぜひご利用ください。

臨時窓口

3月26日(日)、4月8日(土)午前8時30分〜午後5時

場本庁舎1階

対応可能な外国語

住宅の耐震診断・改修

市では、震災時における住宅の安全性に対する意識の向上と地震に強いまちづくりの推進を目的に、木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う住宅の所有者に対して、費用の一部を助成しています。

※助成には条件があります。

詳細は市ホームページの「広報ナビ」をご覧ください。

お問い合わせください。

「総合建築相談」の日程は、市報1日号の「今月の相談」に毎月掲載されています。

マイナンバーカードをご利用ください

マイナンバーカードは、金融機関等で本人確認とマイナンバーの確認が同時にできるだけでなく、行政手続きのオンライン申請にもご利用いただけます。

マイナンバーカード

マイナンバーカード

マイナンバーカード

マイナンバーカード

マイナンバーカード

マイナンバーカード

マイナンバーカード

マイナンバーカード

マイナンバーカード

「介護保険料特別徴収仮徴収額更正通知書」の送付

介護保険料額は、前年の所得などで決定しますが、収入の変動などにより、前半と後半の年金天引き額にばらつきが出る場合があります。

このばらつきをなくし平準化するために、天引き額を変更する通知書を送付します。

年金から天引きで保険料を納付している場合、4・6・8月は、仮徴収として、原則、前年度の2月と同じ額を年金から天引きします。

その後、7月中に決定します。

変更する期別保険料

月の天引き額

通知の送付時期

3月下旬

29年度の保険料年額と、10・12・2月の天引き額は、7月中に決定してお知らせします。

10月以降天引きされる保険料は毎回ほぼ同額になります

引き上げ

6・8月の天引き額を調整します

年額69,000円

年額69,000円

年額69,000円

年額69,000円

「介護保険料特別徴収仮徴収額更正通知書」の送付

介護保険料額は、前年の所得などで決定しますが、収入の変動などにより、前半と後半の年金天引き額にばらつきが出る場合があります。

このばらつきをなくし平準化するために、天引き額を変更する通知書を送付します。

年金から天引きで保険料を納付している場合、4・6・8月は、仮徴収として、原則、前年度の2月と同じ額を年金から天引きします。

その後、7月中に決定します。

変更する期別保険料

月の天引き額

通知の送付時期

3月下旬

29年度の保険料年額と、10・12・2月の天引き額は、7月中に決定してお知らせします。

10月以降天引きされる保険料は毎回ほぼ同額になります

引き上げ

6・8月の天引き額を調整します

年額69,000円

年額69,000円

年額69,000円

年額69,000円